

被害回復分配金支払申請「決定表の閲覧」のご案内

振り込め詐欺救済法に基づく被害回復分配金申請をされた方は、支払該当者が決定した後、決定表を閲覧することが出来ます。

さいたま農業協同組合では、閲覧の日時・場所を下記の標記とし、事前のお申込みの後、閲覧することが可能です。

日 時	祝日と年末・年始を除く平日の午前9時から午後3時まで
場 所	さいたま農業協同組合本店、対象口座保有支店
申込み方法	法定の「決定表閲覧申請書」にて必要事項を記載のうえ、郵送にてお申込みください。後日、担当部署より日時、場所等についてご連絡いたします。

閲覧時に必要なもの

閲覧の際は、本人確認をさせていただきますので、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類をご持参下さい。

【注意事項】

1. 決定表を閲覧できる方は、当該口座の被害回復分配金の支払申請人およびその代理人に限られております。また、閲覧は当該口座のみで、決定表の複写・写真撮影等は法令により禁止されております。
2. 決定表の閲覧は事前の申し込み手続が必要となります。お問合せをいただいた後手続に2週間程度を要する場合があります。

お問い合わせ及び送付先

さいたま農業協同組合本店 金融部金融課
〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-21-1
電話番号：048-666-1412（直通）
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00
（除く祝日、振替休日、12月31日、1月1日～1月3日）